

団 所 有 楽 器 取 扱 要 領

1. 楽団の所有楽器について

【心構え】

楽団所有の楽器は、楽団事業の円滑な遂行ならびに演奏上の編成維持に必要不可欠なものであり、楽団の財産・資産であるため、使用に際しては細心の注意を持ってこれを取扱い、また長期的に保持するための維持管理に努めなければならない。

【所有楽器の範囲】

「団員の楽器はすべて個人の持ち物とする」とする団則第 18 条を楽団運営上の原則とするが、別に定める「楽団で楽器を所有（購入）する場合の考え方」に基づき、楽団事業の円滑な遂行のため、①個人が通常、所有・保管・管理が困難なもの、②吹奏楽の基本的な編成となるもの、③他団体より恒常的に借用しているなどの条件を総合的に勘案し、楽団で楽器を所有することとする。

打楽器については、演奏者と楽器が一对でなく楽器の種類も多種多様であるため、楽器の大小、金額に関わらず、楽団で所有することとする。

管・弦楽器におけるマウスピース、リード、弓およびオイル・松脂等の消耗品類は、所有楽器に付属しているもの以外については、特定の個人（専属奏者）が使用する場合には使用者が、それ以外はパート内において協議しそれぞれ全額負担するものとする。

打楽器に関しては以下の取扱いとおりにする。

負担割合	対 象 物	適用会計
A. 団で 100% 【備品扱】	楽器（小物含）、専用ケース類、専用カバー類 専用スタンド・台類、ヘッド（ティンパニ、バスドラム） マレット類（バスドラ、ドラ） 上記にかかる定期的（メンテナンス）修理・調整など	原則として、積立金より充当するが、 楽器関係の予算がある場合には一般会計より充当する。
	ヘッド類、スナッピー（響き線）類 （セッティング、調整費も含む）	原則として、一般会計の予算内で充当する。
B. 個人・パート で 100% 【消耗品扱】	譜面台、マレット類（バスドラ、ドラ以外）、 取扱不注意による破損の修理、その他消耗品 および上記以外のもの	

2. 購入（手続き等）について

積立金取崩により購入するものを特殊楽器とし、購入に際しては、楽団の財務状況と購入時期、優先順位、購入機種等を検討したうえで、団則第 18 条[3]により、理事、役員、パートリーダー、指揮者の協議により 2 / 3 以上の同意を得ることとする。前記以外は、総会で決議された一般会計の予算の範囲内で計画的に取得する。

楽器の購入にかかる購入代金の支払方法は「現金一括払い」のみとし、分割支払い等（ローン）は行わない。特別な理由で購入代金の一部を別途団員もしくは団員以外が負担する場合は、楽団への寄付として取り扱うこととし、所有権をはじめとする全ての権利を楽団に譲渡するものとする。

■購入に際しての手続き

区分	適用会計	購入決定について
管・弦楽器および 打楽器A区分	積立金	特殊楽器の取扱いとし、団則第18条[3]により、理事、役員、パートリーダー、指揮者の協議により2/3以上の同意が必要
	一般会計	団則第15条[6]により団長、事務局の許可が必要

3. 修繕維持費用について

楽団の所有楽器は、団員もしくはパートが使用权を得て使用するものであるため、通常使用に際し減耗するもの（タンポ、コルク等）、調整等の費用負担は、以下のとおりとする。

- ① 特定の個人（専属奏者）が使用する場合は、費用の全額を使用者負担とする。
- ② パート内で共用使用する場合は、費用の半額を使用者もしくはパートが負担するものとする。
なお、使用者の管理責任上の破損等は、使用者が全額負担するものとする
- ③ 不測の事態（運搬事故、天災等）ならびに、あらかじめ予算に盛り込まれた修繕・オーバーホールにかかる費用は、全額楽団負担とし一般会計ならびに積立金より支出する。

4. 所有楽器の管理について

団則第18条[4]に基づき、事務局が楽団所有の楽器の明細を作成・管理するものとし、使用していない楽器の保管場所については、原則として楽団倉庫内（動産保険適用建物）とする。

楽団の所有楽器には、管理番号の付与された管理ラベルを貼付する。

遠征等における運搬に際しては、必要に応じて楽器保険（動産保険）を検討する。

5. 所有楽器の貸出について

他団体・個人等に楽団所有楽器を貸出しする場合には、団長、事務局および該当パートリーダーの了解を得るものとし、貸出期間、貸出先の責任所在の明記された借用書を必ず取得する。

6. 借用楽器における修繕維持費用について

他団体・個人からの借用楽器（団の借用書を提出しているものに限る）にかかる修繕・弁済については、以下の場合を除き、全額楽団負担とし一般会計ならびに積立金より支出する。

- ① 特定の個人（専属奏者）が使用する場合は、費用の全額を使用者負担とする。
※但し楽団の都合によりパート替えしている場合を除く
- ② アンサンブルコンテスト等のグループ単位での使用における借用楽器については、費用の全額をグループもしくは使用者負担とする。

以 上